

(公印省略)

30宗介第996号  
平成30年9月26日

居宅介護支援事業所 管理者 様

宗像市長 伊豆 美沙子  
(健康福祉部介護保険課)

### 短期入所の長期利用協議の運用見直しについて

平素から当市の介護保険運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当市では短期入所の適正利用を図るため、入所待機等の理由によりやむをえず短期入所の利用日数が要介護認定等の有効期間全体の概ね半数を超えることが見込まれる場合には事前に「質問票」にて相談していただき、利用の可否について市から回答する運用をしてきたところです。

近年、当市や近隣市町において特別養護老人ホーム等の施設整備が進んでいることや、待機者数が以前よりも減少している状況等を踏まえ、別紙のとおり運用を見直し、居宅介護支援事業所の事務負担軽減を図ることとしました。

各事業所におかれましては、引き続き居宅介護支援事業の基本方針に沿った利用者への支援をいただくとともに、各サービスの趣旨に沿った適正な運営にご協力をいただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 適用開始日 平成30年10月1日
- 2 見直し内容 担当者会議等での協議の結果短期入所を長期利用することが決定した場合、事前に別紙様式「確認書」と短期入所の必要性が記載されたケアプラン1表～4表を提出するものとする（詳細は別紙のとおり）

# ショートステイ長期利用について

## 1 短期入所(ショートステイ)の基本方針

短期入所サービスは、要介護者の在宅生活を維持する観点から、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

・短期入所の連続した利用は30日までと制限されている。

→連続30日を超える利用日は保険給付の対象外。費用の全額を利用者が負担する。

・短期入所の利用日数は、要介護認定等の有効期間全体のおおむね半数を超えないようにすること。

→在宅生活の維持という観点からの目安であり、一律に機械的に適用されるものではなく、

特に必要がある場合には超過が認められている。

また、認定有効期間全体に対する目安であり、必要な場合の集中的な利用を妨げるものではない。

なお、認定期間の更新により、日数カウントはリセットされる。

## 2 長期利用の確認方法

① ショートステイ長期利用の希望がある場合、担当者会議で下記を検討し必要性を判断するものとする。

- ・在宅でのサービスを十分検討したか。
  - ・介護保険サービス
  - ・他のフォーマルサービス(高齢者福祉サービスなど市の施策や自費サービス)
  - ・インフォーマルサービス(家族や地域の支援)
- ・一時的な利用かどうか  
(介護者の一時的な介護困難などは、期間の半数を超えない範囲でOKの判断)
- ・施設入所を複数申し込んでいるか(1ヶ所だけの申込は原則不可)  
(特養だけではなく、老健や療養型病院・グループホームなども併せ検討したか)
- ・入所できる状態か(受け入れの判断OKが出ているか?待機の順番は?)
- ・ショートステイ先の受け入れは可能か

② 原則、ケアマネジャー(居宅介護支援事業所)は短期入所利用開始前に次の書類を市に提出するものとする。(窓口持参または郵送)

- ・ショートステイの長期利用に係る確認書(別紙様式)
- ・ケアプラン(居宅サービス計画書1.2.3表)、サービス担当者会議の要点(4表)

③ 市は提出された書類の内容に疑義がある場合は後日電話等で照会する。  
短期入所の利用日数が超過している場合は、国保連の縦覧点検でもチェック対象となるため確認書の提出なく長期利用していることが判明した場合は、市は文書等で照会する。

## 3 利用開始後の留意点

- ・ケアマネジャーは利用者本人や家族の状況の変化に応じ、適宜ケアプランの内容を見直すこと
- ・ケアマネジャーは、適宜、入所の待機状況を確認し、早期に入所できるよう支援すること
- ・施設入所が決定した際は、市へ連絡をしてください。(電話連絡可)